

3足福障発第3930号  
令和4年3月23日  
(公印省略)

福祉タクシー契約事業者 様

足立区福祉部障がい福祉推進室  
障がい福祉課長 小山 幸俊

### 令和4年度足立区福祉タクシー借上契約について

平素より足立区の福祉タクシー事業にご協力を賜り、誠にありがとうございます。この度、貴社と、令和4年度足立区福祉タクシー借上契約を締結いたしたく、委託契約書を送付いたします。

つきましては、同封書類をご確認いただき、以下の書類のご提出をお願いいたします。

なお、令和4年度より足立区福祉タクシー・自動車燃料費助成事業として実施します。同封の「足立区心身障がい者福祉タクシー券の変更について」**重要**をご確認ください。

### 記

#### 1 提出書類

##### (1) 委託契約書 2部

- ・ 同封の委託契約書(2部)に代表者印を押印してください。
- ・ 2部のうち1部には収入印紙(200円)を貼付して代表者印で割印してください。
- ・ 押印箇所は委託契約書裏面袋とじ部分を含め、2部で全7か所です。
- ・ 同封の契約書押印見本をご確認いただき、押印漏れのないよう提出前に再度ご確認をお願いします。

##### (2) 支払金口座登録確認書 **別紙**

- ・ 令和4年度分の借上料金(足立区福祉タクシー・自動車燃料助成券(以下「助成券」という)の額面)及び手数料を振り込む口座の確認のため、今年度と変更がない場合も必ず提出してください。

#### 2 提出期限 令和4年4月20日(水)

#### 3 期限切れの助成券について

- (1) 期限切れの助成券、右上隅がカットされている助成券を受け取らないよう必ず確認してください。乗務員向けの案内を作成いたしましたので、事業所内での掲示や乗務員への配布など周知をお願いいたします。
- (2) 万が一受け取ってしまった場合は、ご相談ください。

裏面もあります。

#### 4 その他連絡事項

- (1) 請求時に提出いただく請求書には、委託契約書と同様の印鑑を押印してください。
- (2) 受託者と請求者が異なる場合は、違う印鑑で請求できますが、委任状が必要です。委任される場合は、委任状も同封していただきますようお願いいたします。
- (3) ご提出いただいた委託契約書は、後日委託者氏名等を追記して完成させ、1部を返送いたします。
- (4) 年度途中で事業者の社名・代表者名・印鑑・所在地・振込口座等に変更が生じた場合は、担当課まで速やかにご連絡ください。
- (5) 助成券利用者の中には、足立区福祉タクシー・自動車燃料助成券の切り離しが苦手な方がおります。貴社乗務員におかれましては、切り離し作業へのご協力をお願いいたします。
- (6) 上記以外の福祉タクシー事業に関するご相談等がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

#### 5 問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 (区役所北館1階)

足立区福祉部障がい福祉推進室障がい福祉課障がい給付係 (担当者: 桐野)

電話 3880-5472 / FAX 3880-5754

以上

## 乗務員のみなさまへ

### 助成券を受け取る際の3つのお願い

#### 1 助成券の確認

以下の助成券は受け取らないでください。

The diagram shows a 500 yen subsidy coupon with the following details:

- Header: 令和4年度 (Reiwa 4th Year), No. 00000, 足立区福祉タクシー・自動車燃料助成券 (Adachi Ward Welfare Taxi/Automobile Fuel Subsidy Coupon)
- Amount: 500円券 (500 Yen Coupon)
- Authority: 足立区長印 (Seal of the Adachi Ward Mayor)
- Validity: 有効期限 令和5年3月31日まで (Valid until March 31, Reiwa 5)
- Notes: 乗車・給油前に、この券が利用できるか、事業者に必ず確認してください。 (Before boarding/fueling, please confirm with the operator if this coupon can be used.)
- Bottom: ADACHI ADACHI ADACHI ADACHI ADACHI ADCHI

Callouts on the right indicate invalid cases:

- △ 右上隅がカットされている助成券 (Subsidy coupon with the top right corner cut off)
- △ 有効期限が過ぎている助成券 (Subsidy coupon with an expired validity period)

#### 2 領収書の発行

助成券使用時に利用者から領収書の求めがあった場合は、発行していただきますようお願いいたします。

#### 3 公的割引と助成券の併用

身体障害者割引および知的障害者割引は、助成券を利用した場合でも割引が適用されます。

120-8510 足立区中央本町 1-17-1

足立区障がい福祉課障がい給付係

電話 3880-5472 FAX3880-5754

令和4年4月から

# タクシー券と自動車燃料費助成制度を統合します

～助成方法が下記のように変わります～

タクシー券を  
受給していた方  
※令和4年3月時点

- これまでどおり、タクシー料金の支払いに利用できます。
- 自動車燃料費の支払いにも利用できるようになります。  
くわしくは、**別紙**「自動車燃料費助成のご案内」(桃色)をご覧ください。

助成券の右上 No.が  
00001～33000の方

下肢・体幹・平衡・移動機能障がいのある  
1～3級、内部機能障がいのある1級、  
視覚障がいのある1・2級、  
愛の手帳1・2度

助成券の右上 No.が  
50001～57000の方

タクシー料金の支払い  
にも利用できます。

自動車燃料費助成を  
受給していた方  
※令和4年3月時点

- 現金給付は令和3年度までです。
- 令和4年4月からは、**助成券(33,000円分)**を交付します。
- 助成券は指定ガソリンスタンドで利用できます。  
くわしくは、**別紙**「自動車燃料費助成のご案内」(桃色)をご覧ください。

下肢・移動機能障がいのある4級  
内部障がいのある2・3級

助成券の右上 No.が  
80001～82000の方

タクシー料金の支払い  
には利用できません。

右上端をカット  
した助成券を  
交付しています。

## ◆ タクシーの利用方法

- 障がい者本人がひとりで、または家族や介護者と一緒に、通院や買い物などで外出するときに利用できます。
- 利用できる乗車地は、東京23区・武蔵野市・三鷹市です。
- 1回の乗車で使用枚数に制限はありませんが、おつりは出ません。
- 乗車の際、足立区の助成券が利用できるか、必ず確認してください。  
「令和4年度タクシー事業者一覧」をご確認ください。

裏面もあります

# 助成券の交付について

## 1 交付対象と冊数

交付	対象	冊数 (年間)
タクシー・自動車燃料助成券	下肢・体幹・平衡・移動機能障がいのある1～3級 内部機能障がいのある1級 視覚障がいのある1・2級、愛の手帳1・2度	3冊
自動車燃料助成券	下肢・移動機能障がいのある4級 内部機能障がいのある2・3級 (いずれも障がい者本人が運転する場合)	四輪：3冊
		二輪：2冊

## 2 1冊あたりの助成金額

500円券(16枚)と100円券(30枚)が綴られ、合計11,000円分です。

## 3 有効期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 4 注意

- (1) 助成券は再発行できませんので、大切に保管してください。
- (2) 有効期間を過ぎた助成券は使用できません。万が一使用した場合には、後日事業者に直接、額面相当額をお支払いいただきます。
- (3) 転売、譲渡など不正が発覚した場合、交付した助成券や額面相当額を返還していただきます。
- (4) 特別養護老人ホームや障がい者施設等に入所したときは、下記へご連絡ください。

## 5 申請・問合せ先

担当	所在地	連絡先
障がい福祉課 障がい給付係	中央本町1-17-1 (本庁舎北館1階)	電話 03-3880-5472 FAX 03-3880-5754
中部援護第一係		電話 03-3880-5881
中部援護第二係		電話 03-3880-5882
千住援護係	千住仲町19-3 (千住福祉課内)	電話 03-3888-3146 FAX 03-3888-5344
東部援護係	東綾瀬1-26-2 (東部福祉課内)	電話 03-3605-7520 FAX 03-5697-6560
西部援護係	鹿浜8-27-15 (西部福祉課内)	電話 03-3897-5034 FAX 03-3856-7229
北部援護係	竹の塚2-25-17 (北部福祉課内)	電話 03-5831-5799 FAX 03-3860-5077

# 自動車燃料費助成のご案内

～ガソリンスタンドで助成券を利用する方へ～

## タクシー券を受給していた方

※令和4年3月時点

## 自動車燃料費助成を受給していた方

※令和4年3月時点

### 1 車両登録手続き

#### (1) 必要なもの

- ・ 身体障害者手帳または愛の手帳
- ・ 車検証または標識交付証明書
- ・ タクシー・自動車燃料助成券

#### (2) 申請窓口

- ・ 障がい福祉課（本庁舎北館1階）
- ・ 各援護係

#### 《助成券の表紙》

足立区福祉タクシー・自動車燃料助成券

有効期間 令和5年3月31日まで

登録車両番号

例

足立 550 あ 0000

ボールペン  
で記入

登録済みの車両番号を助成券の表紙に記入する

### 2 利用時

① 登録した車両で区内の指定ガソリンスタンド（裏面参照）に行く

② 従業員に足立区の助成券で支払うことを伝える

③ 障害者手帳と助成券の表紙（登録車両番号を記入したもの）を提示

④ 給油金額（100円単位）を伝える

例）

○ レギュラー 2,500円分

× レギュラー 満タン

× レギュラー 20L

⑤ 給油後、給油金額相当の助成券で従業員に支払う

### 3 利用にあたっての注意点

- ・ この助成券は、ガソリン代、軽油代（いずれも現金価格）に利用できます。
  - ・ 利用できるガソリンスタンドは裏面のとおりです。
  - ・ 助成券は、障がい者本人がご利用ください。本人がガソリンスタンドに行くことができない場合は、代理の方が本人の障害者手帳を提示してご利用ください。
  - ・ 金額指定（100円単位）での給油となります。また、おつりは出ません。
- ※ 満タンや量指定給油はできません。
- ・ 現金等との併用について、一部対応できるガソリンスタンドもありますので、給油前にご確認ください。

裏面もあります